

県内市町不育症治療費助成事業等実施状況一覧表

R7(2025).4.1 栃木県保健福祉部こども政策課

(注意事項) 自治体毎に助成の範囲や要件等が異なる場合がありますので、詳細については各市町村へお問い合わせください。

市町名	助成対象		対象経費		助成内容 (助成額、回数、年数)	助成条件				備考 (助成対象、助成内容、助成条件に関する補足事項等)
	検査・適用療	検査・適用療	1/2以内	全額		婚姻要件	一年以上在住※	滞りなし	市町税等	
1 宇都宮市	-	○	-	○	対象となる検査1回につき検査費用の7割に相当する額 上限6万円	-	-	-	-	国が対象とする保険適用外の不育症検査（流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査））を当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施したもの
2 足利市	-	○	○	-	年度1回、10万円まで、通算5年度まで	事実婚を含む	一方	○	○	・通算回数は出産によりリセット ・海外で受けた治療は助成対象外
3 栃木市	-	○	○	-	1年度当たり30万円を上限に、通算上限年度はなし	法律婚のみ	一方	○	○	国内の医療機関での治療であること
4 佐野市	○	○	○	○	保険適用：自己負担額1/2を、1回10万円を上限に、年度1回まで 保険適用外：自己負担額の全額を、1回30万円を限度に、年度1回まで	法律婚のみ	夫婦	○	○	・治療期間が令和6年度の場合は、保険適用外のみ助成 自己負担額1/2を、1回30万円を上限に、年度1回、通算5回まで助成
5 鹿沼市	-	-	-	-		-	-	-	-	
6 日光市	-	○	-	○	1年度当たり30万円を上限に、通算上限年度はなし	事実婚を含む	夫婦	○	○	
7 小山市	-	○	○	-	助成対象経費の1/2以内を、50万円を上限に、年度1回、通算5回（年度）まで助成 令和6年度治療分より年度1回の申請に変更	事実婚を含む	夫婦	○	○	・出産すると過去の申請はリセットされる ・住民票の続柄に「未届」又はこれに準ずる記載がされていることが事実婚であることの判断基準 ・令和6年度制度変更の特例措置として、令和5年度より治療を継続していた場合のみ、令和5年度から令和6年度治療分を1回として令和7年度に申請。
8 真岡市	-	-	-	-		-	-	-	-	
9 大田原市	-	○	○	-	1回30万円を上限に、通算回数は制限なし	法律婚のみ	-	○	○	
10 矢板市	-	-	-	-		-	-	-	-	
11 那須塩原市	-	○	○	-	1年度当たり30万円を上限に、通算5回まで助成	法律婚のみ	一方	○	○	
12 さくら市	-	-	-	-		-	-	-	-	
13 那須烏山市	○	○	○	-	1年度当たり30万円を上限に、通算上限年度なし	法律婚のみ	夫婦	○	○	国内の医療機関での治療であること
14 下野市	-	○	○	-	1回30万円を上限に、年度1回、通算上限年度はなし	法律婚のみ	一方	○	○	厚生労働省不育症研究班に属する医療機関又はこれと同等の能力を有する医療機関での治療であること
15 上三川町	-	-	-	-		-	-	-	-	
16 益子町	-	-	-	-		-	-	-	-	
17 茂木町	-	○	○	-	1年度あたり30万円まで、通算上限年度なし	-	一方	○	○	
18 市貝町	-	-	-	-		-	-	-	-	
19 芳賀町	-	-	-	-		-	-	-	-	
20 壬生町	-	○	○	-	1年度当たり30万円まで、通算上限年度はなし	法律婚のみ	-	○	○	国内の医療機関での治療であること
21 野木町	-	-	-	-		-	-	-	-	
22 塩谷町	-	○	○	-	1回あたり30万円まで、通算上限年度はなし	法律婚のみ	一方	○	○	
23 高根沢町	-	-	-	-		-	-	-	-	
24 那須町	-	-	-	-		-	-	-	-	
25 那珂川町	○	○	○	○	1年度あたり20万円まで、通算上限年度なし	法律婚のみ	夫婦	○	○	
合計	3	14	12	4						

※一年以上在住条件凡例 夫婦：夫婦の双方が1年以上在住している必要がある 一方：少なくとも夫婦の一方が1年以上在住している必要がある 妻：少なくとも妻が1年以上在住している必要がある